

◆ 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等 ◆

車 種 区 分		年 税 額
原 付	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	特定小型原動機付自転車	2,000 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車(軽二輪) (125cc 超 250cc 以下)		3,600 円
二輪の小型自動車(小型二輪) (250cc 超)		6,000 円
小型特殊	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円
雪上車		3,000 円

◆ 三輪以上の軽自動車 ◆

車 種 区 分			税率(年額)			グリーン化特例(軽課税率)		
			旧税率	新税率	重課税率 ③	75%軽減 ④	50%軽減 ⑤	25%軽減 ⑥
三輪の軽自動車(軽三輪) (660cc 以下)			3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪の 軽自動車 (軽四輪)	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	対象外	対象外
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	対象外	対象外
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円	対象外	対象外

1) 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成 21 年排ガス 10%低減または、平成 30 年排出ガス規制適合)…④

2) 乗用:揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする。平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★)又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成(★★★★)、かつ令和 2 年度燃費基準+令和 12 年度燃費基準 90%達成車…⑤

3) 乗用:揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする。平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成(★★★★)、かつ令和 2 年度燃費基準+令和 12 年度燃費基準 70%達成車…⑥

※ 最初の新規検査(新規登録)から 13 年を経過した車両は、重課税率③が適用されます。